

# 時の動き

## 闘いは続く ~ 安保法制違憲訴訟 ~

安保法制違憲訴訟 やまなし事務局長 中村 ひで子

ちょうど3年前、わたしたちの安保

法制違憲訴訟やまなし（以下あんぼなし）について貴誌に拙稿（2018年6月号）を載せていただいた。あんなし誕生の背景など詳しく紹介した。戦争法としか言いようもない安保法を廃止するための市民運動が山梨県北杜市で燎原の火のように拡がり、この訴訟運動もその発展プロセスの意味を持つと書いたかと思う。

今回は全11回に及ぶ口頭弁論の経過、そして去る3月30日に迎えた判決、全国の同類の裁判のこと等に触れながら、これからのわたしたちの課題などを考察してみたい。

### 法廷で語られた

#### 原告たちの生きざま

2017年12月19日、第一回口頭弁論が甲府地裁で開かれ、以来2020年12月22日結審の第10回口頭弁論まで38名の原告が陳述をしてきた。

第一回の口頭弁論で陳述した田中鉄夫さんは、灯火管制の元、真夜中に難産で生まれ、鉗子分娩であったがために右目にその鉗子が刺さり視力を失うことになる。子ども時代は、こうしたハンディーでいじめられることもあり本人の述懐ではひねくれた子ども時代を送ったとのことだ。しかし、父親

の妹が田中さんの生まれる以前に治安維持法で捕まり、出所後数週間で亡くなったという。叔母が戦争に反対していた事実を知ったことで、己の失明が戦争故であったと後に自覚するようになっていった。田中さんは今では、「9条の会」や「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」の中心メンバーとして地道な運動を続けている。

子ども時代に戦争を体験した原告の陳述はやはり生々しいもので、聴く者の胸をえぐってくる。また自らは体験をしていなくても、父母から聞かされる戦争を追体験した者、あるいは青春時代にベトナム戦争報道に接して反戦



甲府地裁前でスタンディングする金野原告団長

の思いを醸成していった者、いずれも日本は二度と戦争をしてはならぬという決意が込められている。

### 原告本人尋問

一連の法廷中、ハイライトともいえる原告本人尋問が、昨年9月29日に

行われ、6名の原告がそれぞれの陳述書に基づいて、弁護士の間答へた。トップバッターの金野団長は、4人の息子を戦争で失いたくない、だから軍隊を持たない国コスタリカへの移住まで考え、実際に下見に行ったことなどが明らかにされる。そして一人でもできる戦争法廃止のための毎日スタンディングを欠かさず実行（今日まで2100回を超えている）している姿が資料によって紹介された。

原告本人尋問は、まるで神聖な舞台を見ているような感動が法廷に流れていた。ある関係者は、これは人生をかけた事業だと評したくらいである。本来なら弁護団と共に専門家証人4名の尋問も要請していたのに裁判所はこれを認めず却下している。

### あつけなく出された不当判決

こうして約3年に渡る法廷闘争は去

る3月30日の判決であつけなく棄却された。全国25の地裁裁判では10例目の判決結果であつた。他の裁判も同様に棄却だが、みな控訴し高裁判決も出始めている。沖縄の違憲訴訟は深刻な基地問題を抱えながら、福岡高裁であつさり棄却となつた。

これら一連の判決をみると、憲法判断を回避して似たような空疎な文言を並べ、原告の請求である平和的生存権人格権侵害に対して具体性がない、受忍限度を超えるものではないと冷淡に退けている。こうした判断は政治への付度であり、司法自らが、憲法を汚したと言わざるを得ない。

わたしたちの裁判も東京高裁へ控訴し、次の段階に進む。全国の訴訟団との連帯強化を進め、多くの人々にこの訴訟運動の意義を伝えていきたい。

(なかむら ひでり)